

希望の党「プライバシー権」の条文の提案理由

希望の党案

〔私生活及び個人情報の保護〕

第 21 条の 2 何人も、みだりに私生活を侵害されない。

2 国及び公共団体は、その保有する個人情報を適正に保護しなければならない。

●現行憲法に対する考え方

- ・ 個人の尊厳を保ち、幸福の追求を保障することは、近代憲法に共通の基本原則であり、それを支える一つの柱は、個人の私的領域を確保し、私生活をみだりに公開されないよう保障することである。このような伝統的な、自由権的な意味での「プライバシー権」は、日本国憲法には明文の規定はないが、憲法解釈（判例・学説）により認められているものである。
- ・ また、情報化社会の進展に伴い、あらゆる個人情報が収集・蓄積され、瞬時に移転されるようになった。個人情報が行政機関によって集中的に管理されるようになった現代社会では、個人が自己に関する情報をコントロールできるようにすること、換言すれば、プライバシーの保護を公権力に対して請求できることも重要な課題である。
- ・ 「プライバシー権」という言葉は、このように多義的に、いずれも重要な意味合いで用いられている。しかし、権利としての性格に曖昧な側面があり、「プライバシー権」に関し、「国民は何を主張することができるのか」、そして「国は何をすべきなのか」、といった点も明らかではない。

●希望の党案の考え方

- ・ そこで、本条は、まず、1 項で、憲法解釈上認められてきた自由権的な意味での「プライバシー権」について、その権利の内容を明らかにして定めるものである。すなわち、公権力その他の社会的権力から私生活を侵害されない、という自由権的な側面に着目して、これを規定したものである。
- ・ 他方、2 項は、このような「プライバシー権」を担保する手段の一つとして、公的機関によって保有された自己情報の適正な保護を定めるものである。これは、国及び公共団体の責務として位置付けることにより、自己情報のコントロール権を認めようとするものでもある。
- ・ 以上のような内容の「プライバシー権」は、精神的自由権の一つと考えられることから、集会・結社・表現の自由について定める 21 条の次に位置付けた。
- ・ このような憲法改正が行われることは、今後も発展し続ける情報化社会の中において、私生活の不可侵と個人情報の保護を揺らぐことのない原理として確立することとなり、ひいては、個人の尊厳と幸福の追求をより盤石にするものと考えている。